

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12層1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の申告要求

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)は、外国口座及びその他のオフショア金融資産を保有している米国納税義務者による租税回避を防止するための重要な手段になります。FATCAに基づき、米国外の特定の金融資産を保有し、且つ申告すべき基準に達する特定の米国納税義務者は、Form 8938(特定外国金融資産報告書)を提出することで米国内国歳入庁(IRS)に当該海外資産を申告しなければなりません。

1. 特定米国納税義務者の定義

以下のいずれかに該当する場合は、FATCAに規定されている米国納税義務者に属します。

- (1) 特定の個人(米国市民、外国人居住者及びある外国人非居住者を含む)
- (2) 特定の国内実体(内国会社、パートナーシップ及び信託を含む)

2. 特定外国金融資産

特定外国金融資産は、外国金融口座と投資目的で保有される海外非口座資産(貿易又は業務を目的として保有される海外非口座資産と比較して)を含みます。例えば、外国株券及び証券、外国金融商品、非米国人と締結した契約、及び外国実体にある権利又は利息は該当します。

特定外国金融資産に属しない外国金融資産(例: 社会保険料の利息)に対して、または既にその他のフォームで申告した場合、Form 8938で当該外国金融資産を申告する必要がありません。

3. 申告すべき基準

申告すべき基準は、所得税申告書上の申告状態及び居住地によって異なります。

- (1) 米国に居住している特定申告者
 - (a) 未婚者(または夫婦別々に確定申告をする既婚者): 資産総額が納税年度終了日に50,000ドルを超え、あるいは本納税年度のいずれかの時点で75,000ドルを超えます。
 - (b) 夫婦が共同して確定申告をする既婚者: 資産総額が納税年度終了日に100,000ドルを超え、あるいは本納税年度のいずれかの時点で150,000ドルを超えます。

(2) 米国外に居住している特定申告者

- (a) 未婚者(または夫婦別々に確定申告をする既婚者):資産総額が納税年度終了日に 200,000 ドルを超え、あるいは本納税年度のいずれかの時点で 300,000 ドルを超えます。
- (b) 夫婦が共同して確定申告をする既婚者:資産総額が納税年度終了日に 400,000 ドルを超え、あるいは本納税年度のいずれかの時点で 600,000ドルを超えます。

(3) 特定内国実体

資産総額が納税年度終了日に 50,000ドルを超え、あるいは本納税年度のいずれかの時点で 50,000ドルを超えます。

4. Form 8938 のコンプライアンス要求

Form 8938 の提出期限は年度の所得税申告書の提出期限と一致し、且つ両方を合わせて相応の IRS サービスセンターに提出する必要があります。米国納税義務者は、特定外国金融資産の価値を問わず、納税年度の所得税申告書を提出する必要がなければ、Form 8938 を提出する必要はなくなります。

規定に従って Form 8938 を提出しない場合、10,000 ドルの罰金を科される可能性があります (IRS によって通知されても申告しない場合、最高 50,000 ドルの追加罰金が科される)。刑事罰も適用されるかもしれません。

意図的な怠りではなく合理的な理由があるので、期限までに Form 8938 を提出していない、あるいは Form 8938 に一つまたは複数の特定外国金融資産を開示していない場合、罰は科されません。但し、合理的な理由を支持する証拠を提供しなければなりません。

IRS は、全ての関連事実及び具体的な事例に基づき、意図的な怠りではなく合理的な理由があるので Form 8938 を適正に提出していないことであるかどうかを判定します。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野



お問い合わせ



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区
忠孝东路四段142号
3楼之3郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル・
コート13階132室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英国ロンドン

英国サリー州ニューマルダンゴ街
39-41号2階202室
郵便番号: KT3 4BY
電話: +44 20 8144 6466